

遺贈をお考えの方へ



ツナガル、イノチ。がそこにある



理事長挨拶



理事長
こ でら よし ひさ
小 寺 良 尚

当法人は30年にわたり、白血病などの血液疾患の患者さんを救うため、わが国唯一の公的骨髄バンク事業の主体として活動を続けてきました。

この間、善意で骨髄・末梢血幹細胞をご提供いただいたドナーの方々をはじめ、様々なボランティアの皆様のご尽力に支えられて発展してまいりました。ドナー登録者数は約53万人、年間約1,200件の移植を行っており、累計移植数は25,000件を超えています。この実績はひとえに国民の皆様のご温かいご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

現在、骨髄バンクを介して移植を希望する患者さんは毎年約2,000人ですが、移植を受けられる患者さんは6割程度にとどまります。今、私共は「1人でも多くの患者さんに1日でも早い移植」が行われるように「コーディネート期間の短縮」「若年層のドナーの拡大」等、様々な課題に取り組んでおります。

今後も、当法人が国民の負託に応えて患者さん救命のため、安定した骨髄バンク事業を継続していくには、国民の皆様のご善意のご寄付が不可欠です。骨髄バンクの社会的使命にご理解を賜り、引き続き温かいご支援ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

骨髄バンクの役割

- ドナー募集等のための普及啓発
- 骨髄・末梢血幹細胞移植に向けた、ドナーや病院等関係機関との連絡調整
- 骨髄・末梢血幹細胞移植に関する調査研究・国際協力
- 患者への経済的支援

ツナガル、イノチ。

骨髄バンクを通じて移植を希望する患者さんは毎年約2,000人
年間、約1,200の方が骨髄バンクを通じて移植を受けています。



骨髄バンク事業はみなさまの
善意に支えられています

今までに移植を受けた患者さん

25,000人以上

寄付金の主な使いみち



ドナー募集



普及啓発活動



移植・提供までのコーディネート

移植経験者の声

みやしま りんか
宮島梨花 ちゃん

0歳の時、若年性骨髄単球性白血病という100万人に1人といわれる難病を発症。1歳で骨髄バンクを通じて骨髄移植。貴重な体験をお母様が語ってくださいました。



生後3か月

頃に抱っこ紐をした時、娘の足裏に紫斑が。ほかにも予防接種を受けると広範囲で内出血を起こすなど、気になるころはありました。

治療先の病院で「若年性骨髄単球性白血病」と診断されました。明るい未来を想像していた矢先にいきなり奈落の底につき落とされたような思いでした。駆けつけた家族と、幼い娘を抱きかかえ、全員で涙しました。

身内でHLA(白血球の型)が適合しなかったため、2018年夏に骨髄バンクに患者登録しました。5人のドナー候補者の中で、お話を進めることができたのは1人のみ。現実の厳しさを知りましたが、その1人のドナーさんのおかげで、同年中に移植を迎えることができました。

移植当日

病院に真っ赤な骨髄液が届いたと聞いたときは、これでやっと希望が見えてきたという思いでした。娘のためにドナーさんは最善を尽くしてくださったと思うと感謝しかありません。



生きていることが当たり前ではなく、この子は骨髄バンクをはじめ、ドナーさんや先生方など、たくさんの方々によって助けられた大切な命なのだ、かけがえのない重みを感じています。

誕生日

を迎える毎に「生きていてくれてありがとう」と当時を振り返り、今年も1年元気に過ごせたことに感謝しています。

先日3歳を迎えた娘は、今私の傍らで無邪気に遊んでいます。当たり前のような平穏な時間がかけがえのない幸せです。



いし い のぞみ
石井 希 さん

大学在学中の21歳のとき急性骨髄性白血病を発症し、22歳で骨髄バンクを通じて骨髄移植。現在、若い世代に骨髄バンクの役割を広げるコースアンバサダーとして活動。

白血病

とわかったのは、大学3年の時でした。すぐに抗がん剤治療がはじまり吐き気や熱などの副作用に苦しみました。

約半年間の治療を終え退院しましたが、4か月で再発してしまったため、もう一度抗がん剤治療、そして骨髄バンクを介して骨髄移植を受けました。

長期間の入院で大学に行けず、同級生から遅れてしまっている焦りや先が見えない不安があり、精



神的に辛い時期もありました。そんな中家族の存在に救われました。母が毎日来てくれたり、体調が良い土曜日に両親と一緒に昼ご飯を食べることが楽しみでした。

移植

を受けて感じることは皆さんへの感謝です。名前も知らない私のためにドナーになってくれたことは感謝してもしきれません。ドナーさんはもちろんですが、ドナーさんを探してくれた骨髄バンクや全ての方に感謝しています。多くの方に支えられて治療を乗り越えることができました。



退院後

は大学に復学し、卒業したいという目標ができました。その後、無事に復学・卒業し、仕事をすることもできました。

移植を受けて第2の人生がはじまってから小さいことにも幸せを感じています。ドナーさんから繋いでもらったこの命で、私も「いのちの大切さ」を伝える活動をしていきたいです。

移植経験者などの声はホームページでご覧いただけます。



未来に向けて ツナガル、イノチ。のために 「遺贈」という選択

30年にわたり骨髄ドナーの皆様に支えられ、
白血病など血液疾患の患者さんの生きるチャンスを広げてきた骨髄バンク事業。
これからも、一人でも多くの患者さんの命をつなぐために活動して参ります。
私共の活動にご賛同いただけましたら、皆様の“やさしさ”を
ぜひ、遺贈という形で患者さんへお届けください。



遺贈と遺言に関する基礎知識

遺贈 とは、ご自身の死後、築き上げた財産について、遺言により指定した方へ贈ることをいいます。遺贈を受ける方を「受遺者」と呼び、相続人も受遺者として指定することはできませんが、特に、相続人以外の方や日本骨髄バンクなどの法人等へ遺贈による寄付を希望される場合には、必ず遺言書を作成しておかなければなりません。そこで、ここでは、遺言の「キホン」について解説します。

遺言 には、いくつかの方式（種類）があり、ほとんどの場合は、自筆証書遺言か公正証書遺言で作成されています。自筆証書遺言は、その名のとおり自ら手書きして作成する遺言方式です。対して、公正証書遺言とは、

公正証書として遺言書を作成するというもので、公証役場の公証人が、遺言者から聞き取った内容を基に作成するという方式です。それぞれの特徴については次頁で解説しますが、日本骨髄バンクでは、自筆証書遺言を作成いただいたうえで「自筆証書遺言書保管制度」をご利用いただく方法、または公正証書遺言での作成をお勧めしています。

遺言の種類

自筆証書遺言

公正証書遺言

その他の遺言

ほとんどの場合はこの2つの方式

— 秘密証書遺言、特別方式の遺言

自筆証書遺言と公正証書遺言を比較



自筆証書遺言

は、いつでも自由なタイミングで作成することができ、日本骨髄バンクで推奨している自筆証書遺言書保管制度を利用しても、それほど費用はかかりません。ただし、一部財産目録部分を除き自ら手書きしなければならない点や、その他遺言書を作成する上でのルールを遵守しないと無効になってしまうリスクがあるため、専門家の指南を受けた方がよいでしょう。

公正証書遺言

は、元裁判官や検察官等の法律に精通した公証人が作成するので、確実な遺言方式です。また、公証人と二名の証人が関わることから、認知症等により意思能力が争いとなった場合でも、無効とされる可能性は低くなります。ただ、その分、公証人への作成手数料の支払いや、証人二名の手配などの下準備が必要となります。ちなみに、相続人や受遺者などの関係者は、証人となることができませんのでご注意ください。

自筆証書遺言と公正証書遺言のどちらにすべきかは、一長一短があるため難しいところです。以下に、各遺言方式の違いをまとめてみました。

比較表

遺言方式・種類 比較項目	自筆証書遺言		公正証書遺言
		自筆証書遺言書 保管制度利用の場合	
作成方法	遺言書の全文、日付及び氏名を必ず自書 (財産目録はワープロ等可)	左記に同じ	遺言内容を録取し公証人が作成 (署名ができない方でも作成可能)
手軽さ	いつでも作成可	該当する法務局へ 本人が出頭 (代理不可)	公証役場へ出頭 (代理不可、公証人による出張が可能)
遺言形式・内容の有効性(紛争リスク)	全て自身で判断	形式面のみ確認 (形式面での紛争リスク低い)	形式・内容ともに公証人が確認 (形式・内容面とも紛争リスク低い)
証人	不要	左記に同じ	二名必要 (推定相続人や受遺者等は不可)
遺言書の保管(紛失等リスク)	自己責任で保管	法務局で保管	公証役場で保管
裁判所での手続(検認)	必要 (申立費用等は1,000円程度)	不要	不要
費用	自身で作成するためかからない	保管申請手数料 3,900円/1通	3～10万円以上 (財産額、相続人/受遺者の数、出張の有無等による)



遺言書の作成準備をしましょう

まずは

財産や遺贈先、遺言執行者など、遺言で定める内容を整理します。後の遺言執行のためにも、できる限り明確にしておいたほうがよいでしょう。遺言によってできることは、財産に関する事など法律で定められた事項となるので、それ以外のこと、例えば、家族への感謝の気持ちや遺言を残した理由、葬儀のことなどについては、末尾に「付言事項」を設けて記載するのが一般的です（ページ09ご参照）。

①ご自身の財産を把握する

預貯金や投資信託・株式などの金融商品、現金、不動産、自動車など、相続・遺贈の対象となる自身の財産を把握しましょう。ローンなどの借り入れや保証人としての身分など、“負の財産”も相続の対象となるためご注意ください。

②財産を譲る先、配分を決める

誰にどう譲るか決めましょう。譲り方には、①全財産または一定割合を遺贈する「包括遺贈」と、②特定の財産を遺贈する「特定遺贈」があります。①では「全財産」や「財産の〇分の1」と定め、②では「現金〇〇万円」、「〇〇銀行の普通預金」など具体的に財産を特定して定めます。

.....
※1 推定相続人へ譲る場合は、「相続させる」と「遺贈する」とを使い分けることが一般的です。
詳しくは専門家にご相談ください。

.....
※2 日本骨髄バンクでは「特定遺贈」での寄付をお願いしています。「包括遺贈」をご希望される場合は、事前にご相談ください。
.....

③遺言執行者を決める

「遺言執行者」は、遺言を実現するため、法律上、相続財産の管理をはじめとする遺言の執行に必要な一切の行為を行います。遺言執行者を定めるかは自由で、相続人を指定することも可能ですが、相続手続は複雑な場合が多く、専門家に依頼のうえ遺言書で指定しておくことをお勧めします。

.....
※遺言執行者を専門家に依頼した場合の遺言執行費用は、およそ数十万円から、状況によっては100万円以上となることもあるようです。遺言作成時に確認しておきましょう。
.....

④遺言の方式を決める

自筆証書遺言と公正証書遺言、どちらの方式で作成するかを決めます。日本骨髄バンクでは、自筆証書遺言を作成のうえ「自筆証書遺言書保管制度」をご利用いただくか、公正証書遺言での作成をお勧めしております。

豆知識

相続人が誰もいない場合、相続財産は最終的に国庫に帰属するとされています。ただ、自動的に国のものとなるわけではなく、複雑な手続が必要となることから、放置されてしまう例が少なくありません。近年は、所有者不明不動産が社会問題となるなど、せっかくの財産が地域の負担となるようなことのないよう、「遺贈」制度のご活用をお勧めします。

遺言書作成に役立つ情報



遺言書

の作成にあたっては情報収集が大切です。また、作成に不安があるときは、遺言に精通した専門家や遺言関連サービスの利用をお勧めします。特に、遺言執行者を専門家に依頼する場合は、遺言書作成段階での相談が必要となるのでご注意ください。以下では、遺言書作成の参考となる情報をご紹介します。

専門家、金融機関等の遺言関連サービス



遺言や相続手続に精通した弁護士、司法書士、行政書士など士業の専門家が相談に応じてくれます。また、銀行や信託銀行などの金融機関、高齢者サポート団体等が提供する遺言関連サービスを利用する方法もあります。報酬や費用は、財産状況、遺言書の作成のみか遺言執行者を依頼するかなどにより異なるので、事前に確認しておきましょう。

お問い合わせ

各士業、金融機関等

検索

日本司法支援センター（法テラス）



法的トラブルの解決に役立つ情報やサービスを広く受けられるように、という構想のもと、総合法律支援法に基づいて設立された法務省所管の法人。法テラスでは、遺言・相続等の法制度や適切な相談機関等に関する情報提供も行っています。また、収入等が一定額以下の方は、お近くの法テラスで弁護士等による無料法律相談を受けることもできます。

日本司法支援センター

法テラス

検索

<https://www.houterasu.or.jp/>

公証役場



公証役場は、遺言や契約等に関する公正証書の作成、法人の定款の認証、確定日付の付与など、公証事務を担う法務省・法務局所管の公的機関。公証事務に従事している公証人は、元裁判官や検察官など法律実務の専門家であるため、中立・公正で安心して相談ができます。遺言公正証書の作成に関する相談については無料で応じてくれます。

日本公証人連合会

公証人連合会

検索

<https://www.koshonin.gr.jp/>

自筆証書遺言書保管制度



大切な遺言書を、遺言書保管所（法務局）で適正に管理することにより、「遺言内容を見られてしまう」、「死後に発見されないかも」などの不安を解消してくれる新制度。利用には管轄する法務局へ予約のうえ、遺言者本人が出むいて手続する必要があります。また、遺言の内容に関する相談は行っていません。その他、詳細はホームページ等でご確認ください。

法務省民事局

自筆証書遺言書保管制度

検索

<http://www.moj.go.jp/MINJI/>



遺言書を作成してみましょう

ここでは

配偶者と実子に加えて日本骨髄バンクへ財産をお譲りいただく場合を例に、遺言書を作成してみました。自筆証書遺言の作成にあたっては、財産目録の部分を除く全文と日付及び氏名を自書しなければならない点や、書き損じによる修正・変更をする場合のルールが厳格に定められており、逸脱すると無効となってしまうことから、一度専門家に相談することをお勧めします。また、遺言執行者として相続人等を指定することも可能ですが、やはり専門的な知識を有する方（または法人）に依頼・指定しておく方が確実です。

遺言書

遺言者 ○○□□は、次のとおり遺言する。

第1条
遺言者は、以下の不動産について、遺言者の配偶者○○△△(昭和 年 月 日生)に相続させる。

<土地>	<建物>
所在地 X×市十十町一丁目	所在地 X×市十十町一丁目123番地4
地番 123番4	家屋番号 123番4
地目 宅地	種類 居宅
地籍 111.00㎡	構造 木造瓦葺き2階建
	床面積 1階50.00㎡ 2階40.00㎡

第2条
遺言者は、前条記載の不動産を除く一切の財産について、遺言執行者において換価、換金のうえ、当該金員から遺言者の未払いの租税公課、入院費用、その他一切の債務、遺言者の葬儀、埋葬費用、この遺言の執行に関する費用、遺言執行者に対する報酬を全て控除した残額のうち、○○○万円を公益財団法人日本骨髄バンク(所在：東京都千代田区神田錦町三丁目19番地、代表理事：小寺良尚)に贈与し、その余の財産を前記○○△△及び遺言者の子○○◇◇(平成 年 月 日生)にそれぞれ2分の1ずつの割合で相続させる。

第3条
遺言者は、前記○○△△が遺言者の死亡以前(同時死亡を含む)に死亡、又は相続を放棄した場合は、前記○○△△に相続させるとした財産を、全て前記○○◇◇に相続させる。

第4条
遺言者は、次の者を遺言執行者に指定する
氏名(法人の場合は名称)
住所(法人の場合は所在地)
代表者(法人の場合)
付言事項
公益財団法人日本骨髄バンクに遺贈する財産は、ドナー登録の普及啓発活動のために使ってください。

令和 ● 年 ● 月 ● 日
○ ○ □ □ 印

- ① 登記識別情報通知(登記済証、いわゆる権利証)に記されている事項ですが、できるだけ最新の登記事項証明書(または登記情報)を入手のうえ記載しましょう。
- ② 日本骨髄バンクでは、特定遺贈(財産を特定する形で記載)でお願いしております。包括遺贈(一切の財産、又は○分の1など割合で記載)をご希望の場合は、ご相談ください。
- ③ 万一、推定相続人や受遺者が先立ってしまった場合に備え、予備的遺言を記載しておくことをお勧めします。
- ④ 遺言の執行などの相続手続は専門知識を要するため、遺言書で遺言執行者を指定しておくことをお勧めします。法人を指定することもできます。
- ⑤ 遺言をしたためたお気持ちなどをお書きください。また、遺贈に関して用途を指定したい場合は、こちらにご希望の使い道をご記載ください。
- ⑥ 日付は忘れずに自書で記載してください。氏名も同様です。押印する印鑑は、実印である必要はありませんが、スタンプ印は避けましょう。
- ⑦ 「自筆証書遺言書保管制度」を利用して預ける場合、用紙はA4サイズ、上下左右に規定の余白を設けるなどの様式に注意してください。



公正証書遺言を作成する場合でも、
自筆で作成したものを基にして
公証人へ相談した方がスムーズです。



遺贈

Q&A

遺留分とは何ですか？

遺留分とは、配偶者、子(直系卑属)、親(直系尊属)が相続人であるときに最低限保証された遺産の取り分です。遺産の2分の1(相続人が直系尊属のみの場合3分の1)について、受け取れなかった相続人が侵害者(多く受け取った者)に不足分を請求できる(遺留分侵害額請求)という制度です。遺留分を侵害する内容の遺言も、直ちに無効とはなりません。トラブルを防ぐためにも遺留分に配慮しましょう。ちなみに、兄弟姉妹(またはその代襲相続人→甥姪)には、遺留分はありません。また、法定相続分とは全く別の概念です。

相続人がいないのですが包括遺贈できますか？

包括遺贈と特定遺贈でポイントとなる違いは、包括遺贈では相続人と同様、受遺者が遺言者(被相続人)の身分を包括的に承継する点です。このため、債務など負の財産や保証人などの身分も引き受けることとなることから、場合によっては、遺贈をお断りすることになってしまうため、特定遺贈での遺贈をお願いしています。ただし、事情によっては包括遺贈による遺贈も検討させていただきますので、ご希望される方は事前に日本骨髄バンクにご相談ください。

不動産など金銭以外で遺贈できますか？

不動産や株式などの有価証券につきましては、ご指定の遺言執行者に換価・換金してもらう旨、遺言書で定めていただき、金銭による遺贈をお願いしております。事情により金銭以外での遺贈をご希望される方は、事前に日本骨髄バンクへご相談ください。状況によっては、遺贈を辞退させていただく場合がございます。

外国人でも遺言書は作成できますか？

原則として作成可能です。ただ、遺言の方式や成立・効力について、準拠法が日本法か本国法となるかなどの検討を要しますので、一度専門家や公証役場にご相談ください。なお、自筆証書遺言書保管制度を利用する場合、外国語で書かれた遺言書には、日本語で書かれた翻訳文を添付する必要があります。

遺言執行者は死亡の事実をどうやって把握しますか？

日常的に接することのない遺言執行者の場合、逝去の事実を知る術がないため、親族等の身近な方に連絡役を依頼しておきましょう。依頼した死亡通知人を遺言書に記載しておくこともできます。また、自筆証書遺言書保管制度では、「死亡時の通知」という制度を用意しており、通知対象者として遺言者の推定相続人、遺言書に記載された受遺者及び遺言執行者等から1名を指定することができます。

遺言書の書き直しはできますか？

遺言書の方式を問わず、撤回や書き直しは自由です。公正証書で作成した遺言を自筆証書遺言で撤回することもできますし、その逆も可能です。法律では、「前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす。」と規定されており、後の日付のものが有効となります。自筆証書遺言書保管制度を利用した場合や公正証書で作成した場合は、念のため手続について専門家や公証役場に確認することをお勧めします。

お問い合わせ窓口

公益財団法人 日本骨髄バンク 遺贈担当

 **0120-377-465**

受付時間：平日 9:00～17:00

骨髄バンク募金

検索

※詳しい説明をご希望の方はお気軽にお申し付けください。